

翻訳整備計画策定等の指針

平成 17 年 12 月 27 日
法令外国語訳・実施推進検討会議

1 翻訳整備計画の対象法令について

翻訳整備計画は、法令外国語訳推進のための基盤整備としての法令翻訳を早期に集中して計画的に行うためのものであるから（中間報告 6 ページ）、基盤整備の一環として、政府のイニシアティブで翻訳を整備すべき法令をその対象とすべきである。中間報告に添付された「翻訳整備計画の策定に向けたたたき台」は、各府省が翻訳整備を検討している法令の候補をまとめたものであり、上記の観点からの検討を経たものではない。したがって、翻訳整備計画の対象法令については、中間報告に対する意見募集の結果も踏まえ、以下のような指針に基づいて精査を行うべきである。

- （１）対象法令については、単に翻訳に対する要望があるかどうかだけでなく、当該法令が基盤整備というにふさわしい重要法令として、中間報告で法令外国語訳の意義として指摘され、かつ、政府の施策としての重要性が認識されている 国際取引の円滑化（国際競争力の強化）、対日投資の促進、法整備支援の推進等（１）と実質的な関連性を有することを必要とする。とりわけ、民法、商法を始めとする基本法等は、基本的な法令用語を多く含んでおり、他の法令の土台となっているともいえるものであるから、できる限り早期に完成度の高い翻訳が整備されるようにする必要がある。
- （２）対象法令は、法律を原則とするが、実質的な法規制の内容等が下位規範に大きく委任されており、その内容を見なければ制度等の概要・構造を把握できないようなものなど、下位規範も対象とすべき場合があり得る。
- （３）受益者の範囲が限定されており、一部の者しか翻訳整備の恩恵を受けない法令については、当該受益者の負担において翻訳整備を図るのが相当であるが、政策的な重要性を勘案しつつ全体的な観点から検討すべきである。
- （４）対象法令については、法令自体を翻訳することを原則とするが、当該法令の内容、利用者等によっては、制度の概要等を英語で紹介したものがあれば足りる場合もあり得る（例えば、もっぱら在日外国人の日常生活上の便宜に係る法令など）。このような場合には、例外的に、制度の概要等の情報が英語で提供されれば足りる。もっとも、その判断は、上記（１）の観点や具体的なニーズも踏まえ、慎重に検討すべきである。

(5) 対象法令の判断に当たっては、上記 (1) の各施策との関連性等も踏まえつつ、できる限り、翻訳によって得られると予想される効果と翻訳整備に必要と見込まれる費用とを勘案し、費用対効果の観点からの検討を行う必要がある。

(6) 上記の各要素は、当該法令の趣旨、規定内容、適用範囲 (利害関係者として予定されている者) 等に基づいて客観的に判定し、これらの要素を総合的に考慮して、基盤整備の一環として政府の責任において翻訳を整備する必要性、翻訳の優先順位を判断すべきである。

1 中間報告では、～のほか、我が国に対する国際理解の増進や在日外国人の生活向上等の観点が指摘されている。

2 各府省から提案のない法令についても、利用者等の要望があり、かつ、上記の観点から精査して必要性が認められるものについては、翻訳整備計画の対象に含めることを速やかに検討する。

3 各府省から提案された法令であっても、上記の観点から精査して必要性が認められないものについては、翻訳整備計画の対象とはしないものとする。もっとも、翻訳整備計画の対象法令に含まれないことは、各府省の判断において翻訳ルールに従った翻訳を整備することを妨げるものではない。

2 翻訳整備の方法について

翻訳整備計画は、政府の施策として取りまとめるものであり、政府が一体として、確実に実施すべきものであるから、対象法令については、関係府省において、計画どおりに翻訳整備を確実に推進できるよう最大限努める必要がある。具体的な翻訳整備については、各法令の所管府省の責任において行う必要があるが、その方法については、以下の指針に基づいて検討されるべきである。

(1) 現在公務員の総人件費縮減など「小さな政府」に向けた取組が進められていることを踏まえ、まず、関連の独立行政法人や民間団体等との連携・協力を検討すべきである。

官民の適切な役割分担という観点から、政府の関与がなくても民間等において翻訳ルールに準拠した質の高い翻訳が行われ、かつ、一定のアクセスが確保される蓋然性が高い場合には、その取組を尊重する。

(2) 予算措置の要否については、法令所管府省の人員・体制、翻訳整備に要する費用及びその効果並びに法令所管府省の他の施策との優先順位を十分に考慮しつつ検討する必要がある。

以 上